

## 訴え提起の手数料と訴訟費用額確定手続に関する検討課題

### 第 1 訴え提起の手数料関係

#### 1 手数料制度の趣旨

##### 検討課題

訴え提起をする者に手数料を納付させる趣旨についてどのように考えるべきか。  
問題の所在

手数料制度の趣旨は、裁判制度を利用する者に当該制度の運営費用の一部を負担させることにより、当該制度を利用しない者との対比における負担の公平を図り、副次的に、濫訴の防止を図るものであるとされている。手数料の低額化には、このような手数料制度の趣旨に対して適切な配慮をする必要がある。

#### 2 低額化の必要な範囲

##### 検討課題

訴え提起の手数料の低額化を行うことが「必要な範囲」をどう考えるべきか。  
問題の所在

訴え提起の手数料について、司法制度改革推進計画では、「訴訟の目的の価額に応じて順次加算して算出するいわゆるスライド制を維持しつつ、必要な範囲でその低額化を行う」とこととされている。低額化の「必要な範囲」については、どのような検討をすることが適当か。

#### 3 低額化の必要性の考え方

##### 検討課題

低額化の必要性を考えるに当たっては、どのような要素を考慮すべきか。  
問題の所在

手数料の低額化は一般国民の負担増につながるので、その必要性は、手数料水準、時間の損失を含む他の負担と相対的にみた手数料負担の重さ、段階的に低率となるスライド制又は定額制を採用しているため経済変動で相対的に低額化している実情、訴訟の利用実態など、諸般の事情を総合的に考慮する必要がある。

#### 4 少額訴訟への定額制の導入等

##### 検討課題

定額制の導入を含む少額訴訟の手数料の検討に関し、どのように考えるべきか。  
問題の所在

現行法では 500 円～ 3,000 円となる少額訴訟の手数料について「定額制の導入を含め検討」（司法制度改革推進計画）するには、手数料の水準、調停など他の手続との役割分担や手数料水準のバランス、対象事件の訴額の上限の引上げ、通常訴訟との間で生ずる手数料差額の取扱い等について検討する必要がある。

## 5 送達費用の手数料への組入れ

### 検討課題

手数料以外に納付すべき書類送達費用の手数料への組入れを検討してはどうか。  
問題の所在

訴えを提起する際には、申立ての手数料以外に、訴状等の書類の送達に要する費用相当額を納付し、その方法としては、一般に郵便切手による予納をすることとされているが、納付方法の簡便化や手続のIT化に資するために、書類の送達費用相当額を定額に評価して手数料に組み入れることについても検討してはどうか。

## 第2 訴訟費用額確定手続関係

## 6 費用の範囲

### 検討課題

訴訟費用額確定手続の対象となる訴訟費用の範囲を見直してはどうか。  
問題の所在

民事訴訟等の手続の追行上権利の伸張又は防御に必要であると一般的に認められる行為によって生じた当事者の出費等については、訴訟費用として原則として敗訴者が負担すべきものとされているが、書記料や書類提出費用など、訴訟手続や経済社会事情の変化に伴って訴訟費用の範囲を見直す必要はないか。

## 7 費用の額

### 検討課題

費用の額の定額化によって訴訟費用額確定手続を簡素化することはどうか。  
問題の所在

立法当時の見解によれば「一つの種目の費用の額はできる限り適当な定額によるのが妥当である」とされていることから、当事者や代理人の旅費や日当などにつき、自動車の利用を始めとして交通手段が多様化していること等を踏まえ、一定の範囲で費用の定額化を検討することはどうか。

## 8 確定手続の簡素化

### 検討課題

訴訟費用額の確定手続を簡素化し、申立人の手続負担を軽減してはどうか。  
問題の所在

申立人は、申立書、費用計算書及び費用額の疎明に必要な書面を裁判所書記官に提出して相手方にも直送し、裁判所書記官は、訴訟費用等の負担の額を定める処分をする前に、費用計算書の記載内容についての陳述書等の提出を相手方に催告するが、この確定手続の一部を一定の場合に省略できることとしてはどうか。